

## 岩倉市物価高騰支援給付金こども加算給付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に盛り込まれた低所得者世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯への給付事業を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において物価高騰支援給付金こども加算給付（以下「こども加算」という。）とは、前条の趣旨を達するために、岩倉市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。

### (支給対象者)

第3条 こども加算の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、岩倉市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金（令和5年12月21日施行）の支給を受けた世帯のうち、平成17年4月2日以降に出生した児童が養育されている世帯（以下「こども加算給付世帯」という。）の世帯主

### (こども加算の支給等)

第4条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、こども加算を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給するこども加算の金額は、支給対象者が養育する対象児童1人当たり50,000円とする。

### (受給権者)

第5条 こども加算の受給権者は、支給対象者とする。ただし、支給対象者が基準日以降に死亡した場合において、当該支給対象者の世帯に他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した支給対象者以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

2 前項の規定にかかわらず、第9条の規定により代理申請が行われた場合は、当該代理人が受給することができる。

(こども加算給付世帯支給対象者に対するこども加算の通知書の送付)

第6条 市は、市においてこども加算給付世帯であることが確認できる世帯の支給対象者(以下「こども加算給付世帯支給対象者」という。)に対し、物価高騰支援給付金こども加算支給通知書(様式第1。以下「通知書」という。)を送付し、支給の通知を行う。

2 こども加算給付世帯支給対象者は、支給の通知を受けた際、当該通知に記載された岩倉市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金(岩倉市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金事業実施要綱(令和5年12月21日施行)に基づき支給された岩倉市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金をいう。以下「追加給付金」という。)の振込先として通知した金融機関の口座情報を確認するものとする。

3 第1項の規定により通知書の送付を受けたこども加算給付世帯支給対象者は、同項の支給の通知を受けた際、辞退届(様式第2)によりこども加算の受取の辞退を届け出ることができる。

4 通知書に記載された追加給付金の振込口座以外の口座への振込みを希望する者は、振込みを希望する金融機関の口座情報を記載するとともに、次に掲げる書類を添付して、振込口座届出書(様式第3)を提出しなければならない。

(1) 公的身分証明書の写し等こども加算給付世帯支給対象者本人であることを証する書類

(2) 振込みを希望する金融機関の口座情報が分かる通帳、キャッシュカード等の写し

5 市長は、第1項の支給の通知後、速やかに支給を決定し、こども加算給付世帯支給対象者に対し、こども加算を支給するものとする。

(こども加算給付世帯支給対象者に対するこども加算の支給の方式)

第7条 こども加算給付世帯支給対象者に対するこども加算の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第2号に掲げる方式は、こども加算給付世帯支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと又は第1号に掲げる方式による支給が困難な場合限り、行うものとする。

(1) 口座振込方式 市が通知書又は振込口座届出書(様式第3)に記載

された金融機関の口座（以下「追加給付金支給口座等」という。）に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 市が窓口で現金を交付することにより支給する方式

（市が通知書を送付しない支給対象者等に対するこども加算の申請及び支給の方式）

第8条 市においてこども加算給付世帯であることが確認できない世帯であって、支給対象者に該当する者（以下「申請対象者」という。）がこども加算の支給を受けようとするときは、物価高騰支援給付金こども加算（住民税非課税世帯）申請書（申請を必要とする世帯の場合）（様式第4。以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。

2 申請対象者による申請及びこれに基づくこども加算の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請対象者が金融機関に口座を開設していないこと又は第1号若しくは第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、行うものとする。

(1) 郵送申請方式 申請対象者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請対象者が申請書を市の窓口を持参し、市が申請対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請対象者が申請書を郵送により市に提出し、又は市の窓口を持参し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請対象者は、申請書の提出に当たっては、公的身分証明書を提示し、又はその写しを提出することにより、申請対象者本人による申請であることを証しなければならない。

（代理による申請）

第9条 支給対象者に代わり、代理人として第6条第4項の規定による振込口座届出書の提出又は前条第1項の規定による申請を行うことができる者は、原則として、次に掲げる者に限るものとする。

(1) 基準日時点で、受給権者の属する世帯の世帯構成者である者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

(3) 親類その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

2 代理人が第6条第4項の規定による振込口座届出書の提出又は前条第1項の規定による申請を行うときは、委任状を市長に提出し、又は確認書の委任欄へ記載しなければならない。

3 市は、代理人に対し、公的身分証明書の提示又はその写しの提出を求めることにより、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

4 市は、代理人が第1項第1号の者である場合にあっては市の住民基本台帳により、同項第2号又は第3号の者である場合にあっては市長が別に定める方法により、当該代理人の代理権を確認するものとする。

(申請書の提出期限等)

第10条 第8条第1項の規定による申請の受付開始日は、市長が別に定める日とし、申請書の提出期限は、令和6年8月31日とする。

(支給の決定)

第11条 市長は、第8条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請に係る支給対象者に対し、物価高騰支援給付金こども加算（住民税非課税世帯）支給決定通知書（様式第5）を送付するとともに、こども加算を支給するものとする。

(こども加算の支給等に関する周知等)

第12条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請の受付開始日等事業の概要について、市公式ホームページその他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合の取扱い)

第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第10条の申請書の提出期限までに第8条第1項の規定による申請が行われなかった場合は、申請対象者がこども加算の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条第5項の規定による支給決定を行った後、追加給付金支給口座等にこども加算の支給を行う手続きを行ったにもかかわらず、令和6年9月30日までに当該口座への振込みが口座解約、変更等によりできない場合は、本件契約は、解除されるものとする。

3 市長が第11条の規定による支給決定を行った後、当該決定に係る書類等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により令和6年9月30日までに支給ができなかったときは、当該決定は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段によりこども加算の支給を受けた者に対しては、支給を行ったこども加算の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 こども加算の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年2月26日から施行する。

様式第1（第6条関係）

岩倉市長 久保田 桂朗

様

物価高騰支援給付金こども加算支給通知書

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金（7万円）支給対象世帯のうち18歳以下の児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）がいる世帯に対し、こども加算（児童1人当たり5万円）を支給します。

あなたは支給対象者に該当するため、下記のとおり支給します。

記

1 支給額 万円（5万円×児童 人）  
※令和5年12月1日時点での児童数です。

2 支給時期 令和6年3月中旬より順次振込み予定

3 支給口座

※上記口座は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金（7万円）を給付した口座を記載しています。

※振込通知書は発送いたしませんので、通帳記帳等で入金をご確認ください。

4 下記に該当する場合は、令和6年3月8日（金）までに下記専用ダイヤルへご連絡ください。

（1）児童数に変更がある場合又は支給を辞退される場合

※令和5年12月2日から令和6年7月31日までに出生した児童や別世帯であつても扶養している児童も支給対象となります。

（2）児童を扶養していない（生計が同一でない）場合

※支給対象から外れるため支給できません。

受給後、支給要件に該当しないことが判明した場合や不正に支給を受けた場合は返還を求める場合があります。

（お問い合わせ）

岩倉市役所 健康福祉部 福祉課 社会福祉グループ

電話：0587-50-9219（岩倉市給付金専用ダイヤル）

辞退届

岩倉市長 殿

1. 私は、「物価高騰支援給付金こども加算（住民税非課税世帯）」の受取について辞退することを、ここに届け出ます。
2. 本届出により、「物価高騰支援給付金こども加算（住民税非課税世帯）」の受取を辞退する者が本人であることを証明するため、本人確認書類を下欄に貼付し提出します。

令和6年 月 日

届出者住所 \_\_\_\_\_

届出者氏名 \_\_\_\_\_

世帯主氏名 \_\_\_\_\_

届出者電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

本人（代理人）確認書類  
※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか1つ）

### 振込口座届出書

令和 年 月 日

岩倉市長 殿

(世帯主)  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
電話番号 \_\_\_\_\_  
(日中に連絡可能な番号)

物価高騰支援給付金こども加算（住民税非課税世帯）について、下記の振込口座を届け出ます。

【受取口座記入欄】 下欄に記載の上、振込口座確認書類及び本人確認書類を添付してください。

※受取口座は世帯主名義の口座を記入してください。

金融機関名		支店名	分 類
	1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座
金融機関番号		店番号	
口座番号 ※右詰めでお書き下さい		口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい	

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入下さい)	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1         0   ※		

【代理人が受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、「物価高騰支援給付金こども加算」の受給を委任します。			世帯主氏名	

裏面に振込口座確認書類、本人確認書類を貼り付けてください。

振込口座確認書類、本人確認書類を貼り付けてください。

## 振込口座確認書類

口座の確認書類を提出してください。

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

## 本人（代理人含む）確認書類

通知書に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合  
又は代理人が受給する場合には提出して下さい。

※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類（計2点）を添付

様式第4(第8条関係)

物価高騰支援給付金こども加算(住民税非課税世帯)申請書  
(申請を必要とする世帯の場合)

岩倉市長 殿

申請日 令和 年 月 日

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	昭和 平成 年 月 日 令和	(〒 - ) 岩倉市 電話 ( )

2. 申請者が属する世帯の児童の状況

○ この申請における「児童」とは、基準日(令和5年12月1日)時点において、世帯内で扶養(同一生計である)している18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の者を指します。ただし、基準日の翌日以降から令和6年7月31日までに出生した児童を含めます。

	(フリガナ) 児童氏名	申請者 との続柄	生年月日	児童の状況	生計同一 確認欄
1			平成 ・ 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 同一世帯であるが扶養していない <input type="checkbox"/> 令和5年12月2日以降に出生	<input type="checkbox"/>
2			平成 ・ 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 同一世帯であるが扶養していない <input type="checkbox"/> 令和5年12月2日以降に出生	<input type="checkbox"/>
3			平成 ・ 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 同一世帯であるが扶養していない <input type="checkbox"/> 令和5年12月2日以降に出生	<input type="checkbox"/>
4			平成 ・ 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 同一世帯であるが扶養していない <input type="checkbox"/> 令和5年12月2日以降に出生	<input type="checkbox"/>
5			平成 ・ 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 同一世帯であるが扶養していない <input type="checkbox"/> 令和5年12月2日以降に出生	<input type="checkbox"/>

代理確認・受給を行う場合は、裏面に記入してください。

3. 支給方法

○ いずれかに(口)にレ(チェック)し、③を選択した場合は口座情報を記入し、必要書類を添付してください。

①	<input type="checkbox"/>	世帯主名義の公金受取口座への振込みを希望します。(添付書類不要) ※ マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要です。
②	<input type="checkbox"/>	「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円)」で振込まれた口座を希望します。(添付書類不要)
③	<input type="checkbox"/>	下記口座(世帯主名義に限る)への振込みを希望します。 ※ 本人確認書類と通帳等のコピーの添付が必要です。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい		通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。				

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、岩倉市給付金窓口(電話0587-50-9219)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	住所 日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、 こども加算の		確認・請求 受給	を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	署名 世帯主氏名

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

物価高騰支援給付金こども加算(住民税非課税世帯)(以下「給付金(こども加算分)」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金(こども加算分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税もしくは住民税均等割りのみ課税である世帯員がいる。  
イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。  
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。  
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。  
エ 世帯の中に、扶養している(同一生計である)18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童がいる。
- 既に①本市にて「物価高騰支援給付金こども加算」及び②他市町村にて「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用したこども加算給付」(対象児童1人あたり5万円)を受けた者はいません。
- 世帯の中に、住民税課税者及び未申告である者はいません。
- 給付金(こども加算)の支給要件の該当性等を審査等するため、岩倉市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、岩倉市において支給決定をした後は、給付金(こども加算分)の請求書として取り扱います。
- 岩倉市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年8月31日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(こども加算分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(こども加算分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(こども加算分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(こども加算分)を返還します。

提出書類

物価高騰支援給付金こども加算申請書(住民税非課税世帯)(申請を必要とする世帯の場合)本書  
※ 必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

【「児童の状況」欄が「令和5年12月2日以降に出生」に該当し、他市町村に住民票がある児童全員分】  
出生の事実を証明する書類の写し(「住民票」や「保険証」、「母子手帳」など)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

様式第5（第11条関係）

物価高騰支援給付金こども加算（住民税非課税世帯）支給決定通知書

令和 年 月 日

岩倉市長 久保田 桂朗  
（公印省略）

次のとおり物価高騰支援給付金こども加算（住民税非課税世帯）を支給することと決定しましたので下記のとおり通知します。

記

- 1 支給額 万円（5万円×児童 人）
- 2 支給時期 令和 年 月 日  
※ただし、振込が遅れることがあります。上記予定日から1週間程度の猶予をお願いします。

○お問い合わせ先

岩倉市健康福祉部福祉課社会福祉グループ

住所 〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地 岩倉市役所

電話番号 0587-50-9219（岩倉市給付金専用ダイヤル）